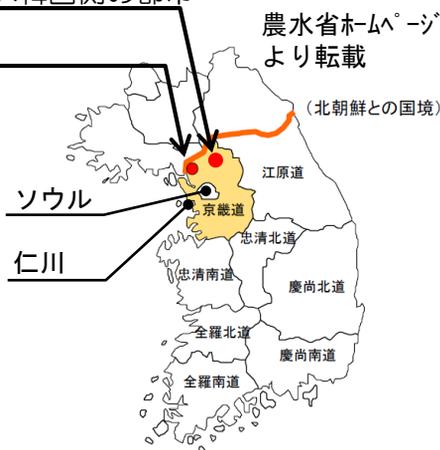


韓国で2例目のアフリカ豚コレラが発生しました。

- 大韓民国 京畿道において、9月17日の初発につづき、9月18日に2例目のアフリカ豚コレラ発生が確認されました。

今回発生（2例目）：北朝鮮国境に近い韓国側の都市

1例目



- ・ 不要不急の海外渡航を自粛するとともに、飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。
- ・ また、今後の関係情報にご留意ください。
- ・ 飼養豚及びイノシシに異状が見られる場合は、速やかに家畜保健衛生所へ報告願います。

飼養衛生管理基準（抜粋）

◆第3 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

（7 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置）

過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。

（9 海外で使用した衣類等を衛生管理区域に持ち込む際の措置）

過去4月以内に海外で使用した衣類及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。
やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

◆第8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合にあっては過去1週間以内に滞在した全ての国又は地域名及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。

海外渡航する場合の留意事項

- ・ 家畜市場、家畜の飼養農場、と畜場等の畜産関連施設に不要に立ち入らない。
- ・ 動物との不用意な接触は避けること。
- ・ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ・ 帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。

給餌における留意事項

- ・ アフリカ豚コレラウイルスの特徴に鑑み、生肉を含み、又は含む可能性のある飼料は、摂氏70度以上で30分以上、または摂氏80度以上で3分以上の加熱処理を適切に行ってください。